

玉川村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	6,313	4,507,100	334,907	664,285	14.7	14.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

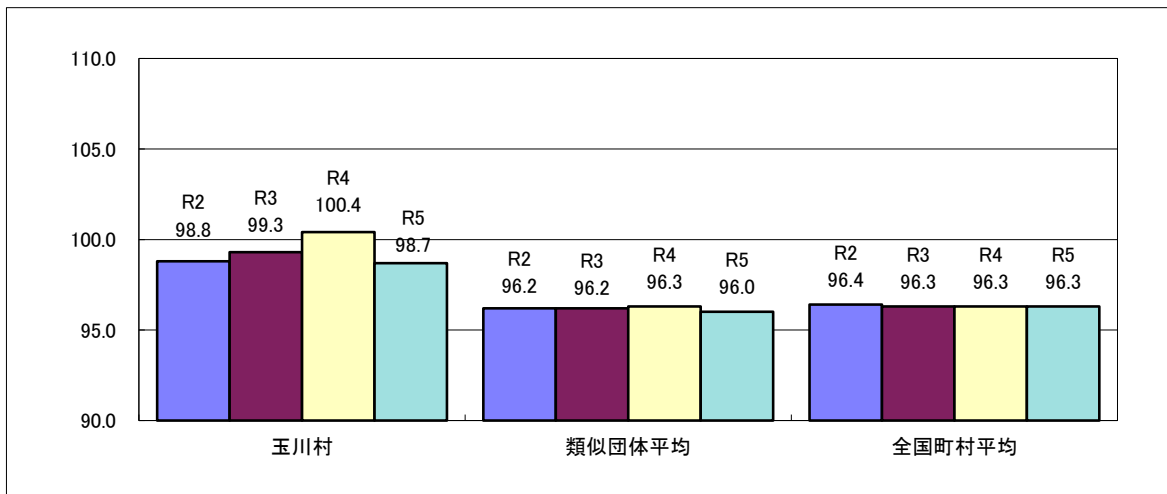
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
令和4年度	63	176,250	34,227	76,172	286,649	4,550	5,503

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
[実施]

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
改正の内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1%引下げ。 なお、激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し
(支給対象外地域)

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
管理職手当について、定額化を実施。(平成31年4月1日実施)

(6) 特記事項

○ 平成17年度より特殊勤務手当を廃止。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉川村	40.3 歳	310,200 円	388,106 円	335,908 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	357,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	40.9 歳	299,859 円	353,902 円	324,003 円

②技能労務職 ※当村に該当職員なし

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
玉川村	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
福島県	54.8 歳	0 人	314,500 円	352,351 円	324,128 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	3 人	285,668 円	307,605 円	296,461 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玉川村	—	—	—
うち	— 円	— 円	—

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
玉川村	47.3 歳	347,300 円	366,033 円
福島県	46.3 歳	376,700 円	417,441 円
類似団体	38.3 歳	281,053 円	308,162 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		玉川村		福島県		国	
一般行政職	大 学 卒	189,500	円	196,100	円	185,200	円
	高 校 卒	157,900	円	162,400	円	154,600	円
技能労務職	高 校 卒	137,400	円	160,400	円	—	
	中 学 卒	127,500	円	151,800	円	—	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

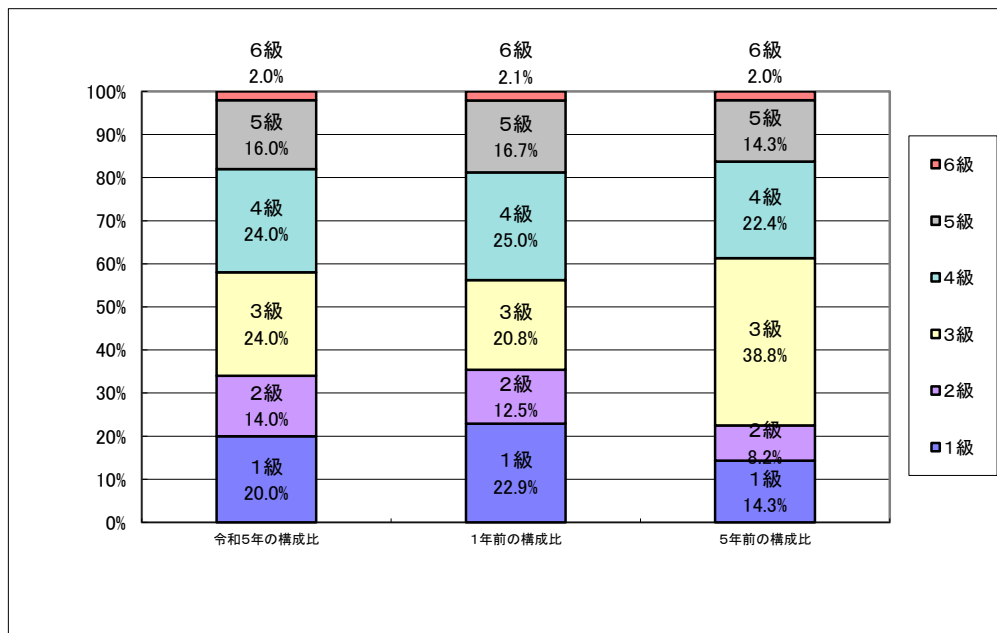
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,600 円	358,900 円	386,100 円	402,500 円
	高 校 卒	246,300 円	— 円	348,200 円	386,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

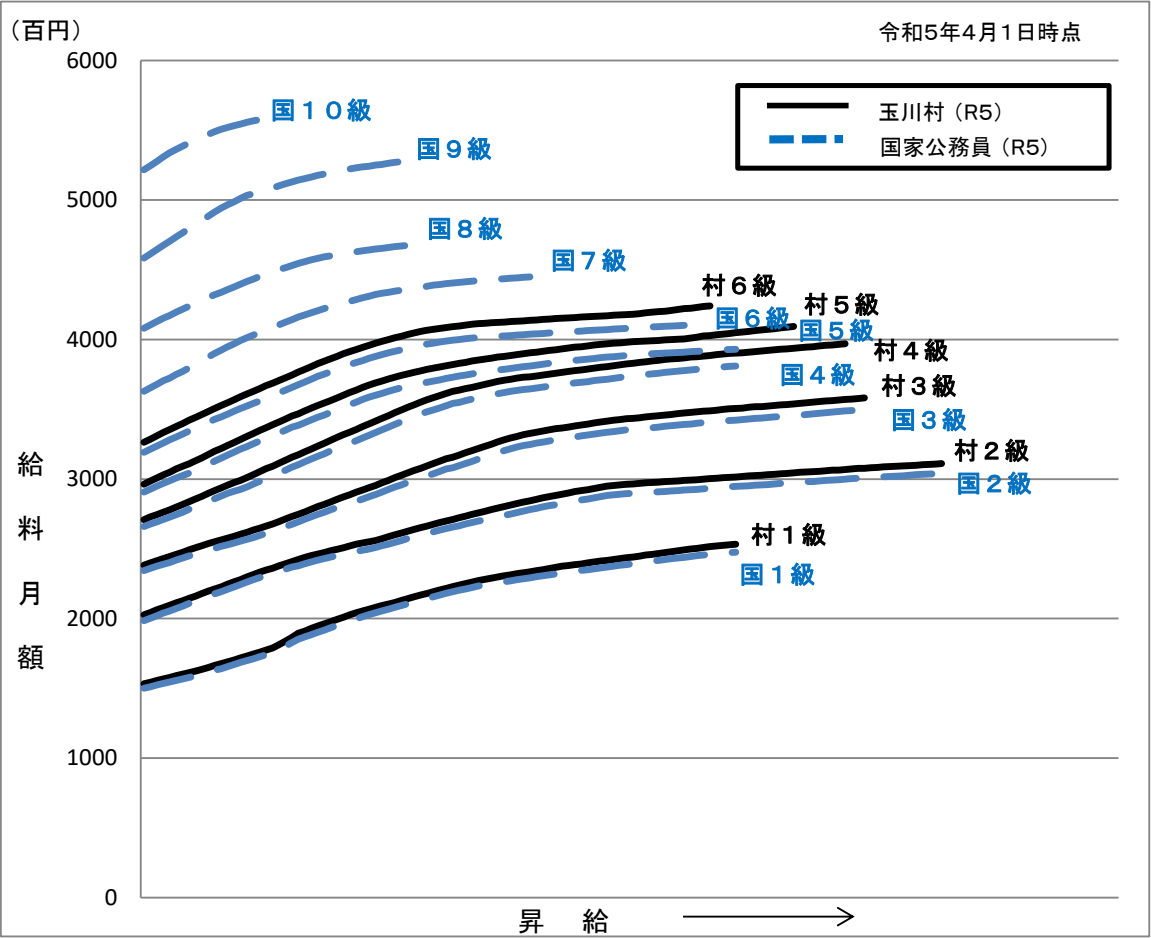
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	10人	20.0%	165,300円	255,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	7人	14.0%	211,800円	312,100円
3級	係長、主査	12人	24.0%	244,600円	359,100円
4級	課長補佐、主任主査	12人	24.0%	276,500円	397,800円
5級	課長、主幹	8人	16.0%	301,000円	410,200円
6級	参事、総務課長	1人	2.0%	330,300円	424,800円

(注) 1 玉川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の反映状況(一般行政職)(玉川村)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉川村	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,670 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(玉川村)

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ 人事評価を実施していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

玉川村	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 16,433 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度から4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在) 制度なし

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	13,155 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	329 千円
支給実績(令和3年度決算)	12,487 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	298 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳～22歳までの子 5,000円加算	同じ	—	6,368 千円	220 千円
住居手当	借家 家賃月額9,500円以上で 100円～28,000円	異なる	支給対象及び 支給額	3,478 千円	232 千円
通勤手当	交通機関利用 63,000円まで全額。63,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1の額を63,000円に加算	異なる	支給対象及び 支給額	4,883 千円	100 千円
	自家用車等利用 通勤距離に応じて 2,800円～21,200円				
管理職手当	管理・監督の地位にある職員 総務課長 50,000円 参事、課長、館長、又は局長 40,000円 主幹 27,000円 課長補佐 19,000円	異なる	支給対象及び 支給額	7,488 千円	395 千円
単身赴任手当	異動により配偶者と別居すること なったとき(異動距離60km以上) 月額30,000円～100,000円	同じ	—	0 千円	0 千円
宿日直手当	日直により休日に勤務したとき 1回につき5,000円	異なる	支給額	544 千円	13 千円
管理職員 特別勤務 手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により 週休日等又は平日深夜(午前0時～5時) に勤務した場合に支給 勤務1回につき定額 週休日等:4,000円～6,000円 (6時間超える場合は150/100を乗じた額) 平日深夜:2,000円～3,000円	異なる	支給対象及び 支給額	402 千円	22 千円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	村 長	758,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 870,000 円／ 396,000 円		
	副村長	607,000 円 (- 円)	680,000 円／ 360,000 円		
報 酬	議 長	304,000 円 (- 円)	355,000 円／ 199,000 円		
	副議長	239,000 円 (- 円)	316,000 円／ 168,000 円		
	議 員	223,000 円 (- 円)	301,000 円／ 150,000 円		
期 末 手 当	村 長 副村長	(令和4年度支給割合) 3.25 月分			
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.25 月分			
退 職 手 当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)			
	村 長 副村長	給料月額 × 在職期間 × 支給率 0.48 17,464 千円 任期毎 給料月額 × 在職期間 × 支給率 0.29 8,449 千円 任期毎			
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

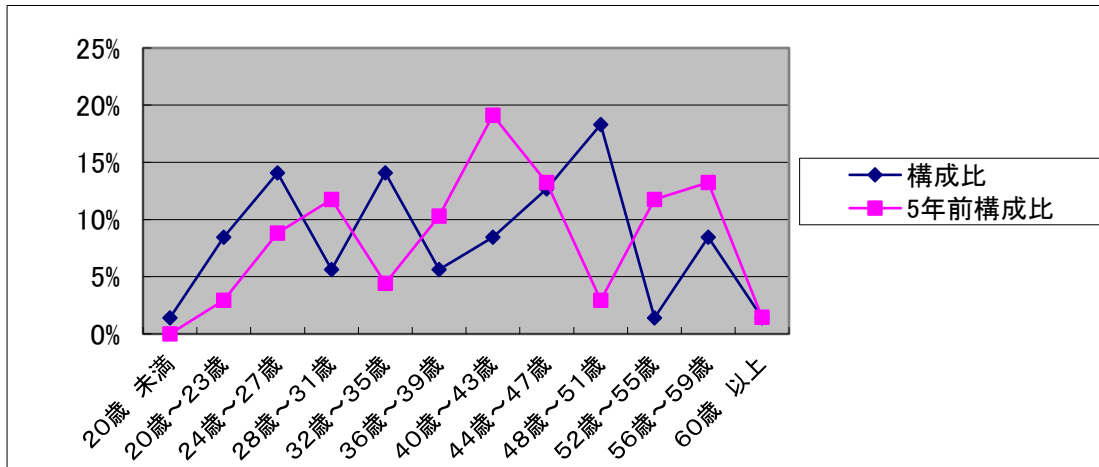
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
部 門		令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1	0	
	総務	20	19	▲ 1	すがまプラザ行政センター事務職減
	税務	5	5	0	
	民生	7	9	2	障がい福祉事務職増
	衛生	4	4	0	
	農水	5	5	0	
	商工土木	1	2	1	商工観光事務職増
普 通 会 計 部 門	土 木	8	7	▲ 1	農林土木事務職減
	計	51	52	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.37 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 115.24 人)
	教育部門	11	11	0	
	小 計	62	63	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 138.01 人)
公 営 企 業 等	水 道	2	2	0	
	下 水 道	2	2	0	
	そ の 他	4	4	0	
	小 計	8	8	0	
合 計		70	71	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.47 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	6人	10人	4人	10人	4人	6人	9人	13人	1人	6人	1人	71人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	47	46	46	48	51	52	5 (10.64)
教 育	14	15	16	15	11	11	▲ 3 (-21.43)
普通会計計	61	61	62	63	62	63	2 (3.28)
公営企業等会計計	7	7	7	6	8	8	1 (14.29)
総合計	68	68	69	69	70	71	3 (4.41)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与比率
令和4年度	千円 202,749	千円 7,818	千円 10,997	% 5.0	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 2	千円 7,109	千円 964	千円 2,924	千円 10,997	千円 5,498	千円 6,017

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉川村	37.5歳	295,250円	326,350円
団体平均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉川村		一般行政職	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
2,924 千円		1,670 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.95 月分	2.40 月分	1.95 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

玉川村			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	16,433 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度から4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在) 制度なし

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在) 制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	406 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	203 千円
支給実績(令和3年度決算)	－ 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	－ 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	「4(6)その他の手当」 のとおり	同じ	－	420 千円	210,000 円
住居手当		同じ	－	0 千円	0 円
通勤手当		同じ	－	98 千円	49,200 円
管理職手当		同じ	－	228 千円	114,000 円
宿日直手当		同じ	－	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務 手当		同じ	－	18 千円	9,000 円